

狂犬病予防注射を実施します

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は年1回必ず狂犬病予防注射を受けなければなりません。犬の飼い主は実施日において予防注射を受けてください。

実施日 5月13日(水)
集合注射の場所

時間	場所	対象地区
9:20～9:35	旧住民センター前	占冠市街
14:15～14:45 15:15～15:30 15:35～16:05	トナムコミュニティセンター前 旧家畜診療所前 総合センター前	上トナム 宮下 本通・千歳

対象となる犬 生後91日以上の犬
手数料 3,110円/頭(登録済の犬)
※手数料には注射済票交付手数料を含みます。
※新たに犬の登録を行おうとする場合は、予防注射手数料に加え登録手数料3,000円×頭数が必要です。

以下に該当する場合は、必ず役場まで事前にご連絡ください。

- ①登録した犬がすでに死亡している場合、第三者に譲渡されている場合など(役場への届出が必要です)
- ②戸別訪問の対象地区にお住まいの方で、登録していない犬の注射を希望する方(この場合は、同時に犬の登録をさせていただきます)
- ③戸別訪問の対象地区以外(宮下、本通、千歳、占冠市街、上トナム)にお住まいの方で、やむを得ない事情により訪問注射を希望される方

☎ 建設課環境衛生担当 ☎ 56-2173

2020年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は2020年6月1日です。調査票へのご回答をお願いいたします。

同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等におかれましては、両調査にご回答をお願いします。

☎ 企画商工課広報統計担当
☎ 56-2124

特設人権相談所の開設

近隣とのもめごと、セクハラ、夫婦間でのトラブル、金銭問題、いじめ・体罰、虐待、不登校児問題など、身近なところで起こっている困りごとや心配ごとなどはありませんか？

これらの相談に占冠村人権擁護委員が無料で応じます。秘密は堅く守りますので、お気軽にお越しください。

日時 6月1日(月) 13時～15時
場所 総合センター2階 相談室

☎ 福祉子育て支援課 社会福祉担当
☎ 56-2125

自動車税種別割を忘れずに納めましょう

自動車税は、令和元年10月1日から『自動車税種別割』に名称が変更になりました。自動車税種別割の納期限は、令和2年6月1日(月)です。

納税通知書について

納税通知書の発付日は、令和2年5月7日(木)です。お手元に届かない場合は、札幌道税事務所自動車税部課税担当(☎011-746-1190)までご連絡ください。

納める場所

道内の金融機関・郵便局、総合振興局・道税事務所の窓口のほか、コンビニエンスストアやインターネットを利用したクレジット納税ができます。

口座振替納税について


自動車税種別割の納税は、簡単便利な口座振替をご利用できます。お申し込みは、札幌道税事務所自動車税部口座振替担当(☎011-746-1257)までご連絡ください。

納税に関するご相談

やむを得ない事情で納期限内に納税できないなど、納税についてのご相談は、上川総合振興局納税課(☎0166-46-5100)までお問い合わせください。

自動車税スマイル納税キャンペーン実施中！！

北海道の自動車税種別割を納期限(6月1日)までに納税すると、応援店で特典サービスを受けることができます。詳しくは道税ホームページをご覧ください。

『北海道 スマイル納税』で 検索 

地方税における納税猶予制度があります。

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、村総務課税務担当にご相談ください(徴収の猶予：地方税法第15条)。

徴収の猶予

災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じくするご家族が病気にかかった場合

事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、村総務課税務担当にご相談ください。

☎ 総務課税務担当 ☎ 56-2121

村営住宅等入居者募集のご案内

募集団地	受付期限5月15日(金)	
●中央地区	9戸	●トナム地区 5戸
○川添団地	3LDK 1戸	○トナム団地
○中央団地	1LDK 1戸	○第2トナム団地
○第2美園団地	2LDK 2戸	○第3トナム団地
○第2千歳団地※	3LDK 2戸	3LDK 1戸
○トナム地区の夫婦世帯向け村有住宅	3LDK 1戸	
※第2千歳団地は所得基準が異なります。詳しくは建設課建築担当へお問い合わせください。	4LDK 2戸	
○トナム地区の夫婦世帯向け村有住宅	3LDK 2戸	
※こちらの住宅は入居基準、入居可能日が異なります。詳しくは建設課建築担当へお問い合わせください。		

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- 月収が15万8000円以下の方。(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方)
※敷金の納入が必要です。
※連帯保証人が2人必要です。
★入居者と同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね6月1日(月)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 建設課建築担当

トナム支所

■お問い合わせ 建設課建築担当 ☎ 56-2172

運転免許更新時講習会

富良野地域人材開発センター
〒076-0055 富良野市西麻町1番1号
☎ 22-2619

■優良講習(30分)

- ◎5月8日(金) 13時～
- ◎5月15日(金) 13時～

■一般講習(1時間)

- ◎5月8日(金) 14時～
- ◎5月15日(金) 14時～

■初回更新者講習(2時間)

- ◎5月11日(月) 13時～

■違反講習(2時間)

- ◎5月26日(火) 13時～

占冠村の放射線量の状況(4月分)

測定日 令和2年4月7日

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グラウンド	14時37分	雨	0.043
双民館グラウンド	11時07分	雨	0.045
占冠地域交流館グラウンド	11時43分	雨	0.051
占冠保育所グラウンド	11時31分	雨	0.041
トナム学校グラウンド	13時47分	雪	0.023
トナム保育所グラウンド	13時54分	雪	0.034

※北海道の空間放射線率モニタリング結果(上川総合振興局0.021～0.098)と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』

http://www.iph.pref.hokkaido.jp/

☎ 総務課総務担当 ☎ 56-2121